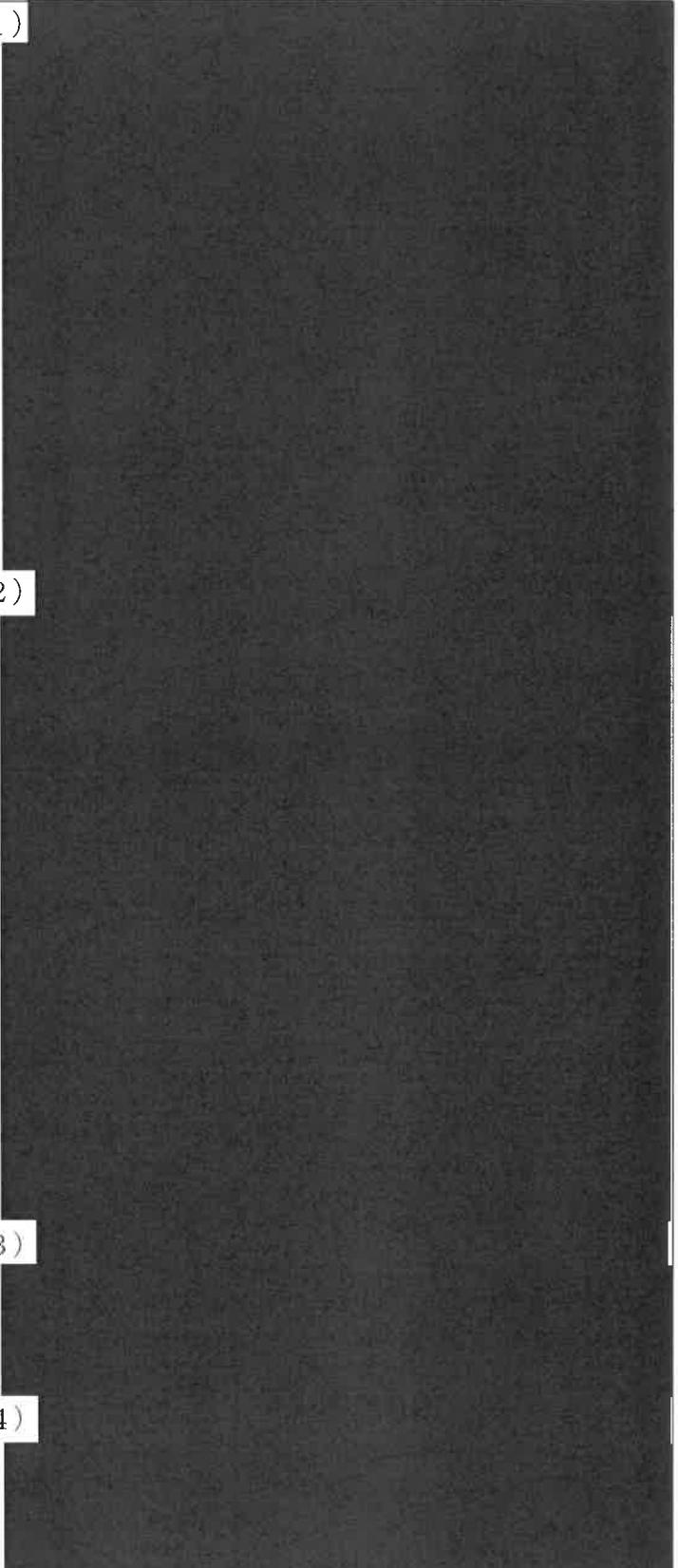
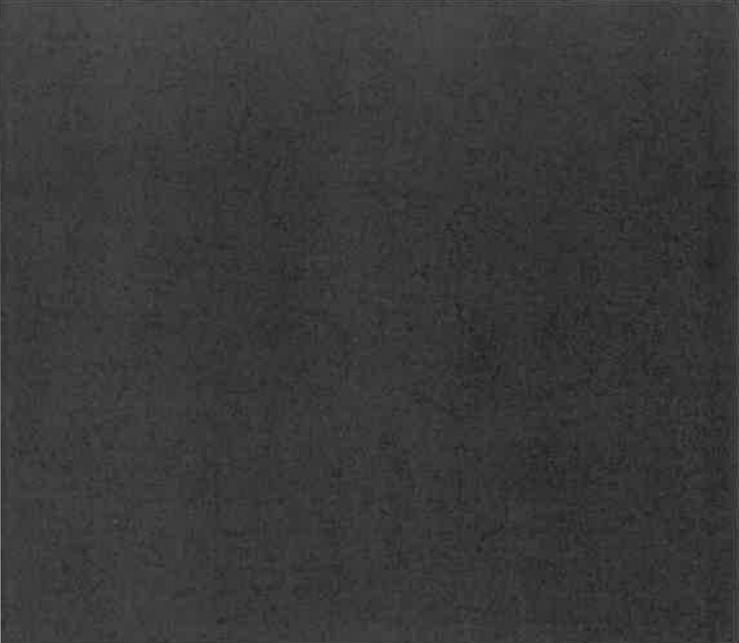


		<p>(8) 同時42分, 同病院医師により死亡が確認された。</p> <p>(9) 同時46分, [REDACTED] 課長が松江地方検察庁出雲支部に対し, 事故者の死亡が確認された旨を通報した。</p> <p>(10) 同時52分, 統括矯正処遇官(第一担当) 看守長 [REDACTED] が, 松江警察署に対し, 事故者が死亡した旨を通報した。</p> <p>(11) [REDACTED] において, 同病院医師立会いの下, 松江地方検察庁検察官 [REDACTED] (以下「[REDACTED] 検事」という。) による司法検視が実施され, また, 同時刻, 当所医師 [REDACTED] 立会いの下, 当職による行政検視を並行して実施した。</p> <p>その際, [REDACTED], また, [REDACTED] 検事からは, 死因の特定及び司法解剖の可否については, 当所における現場検証を行った上で検討する旨の所見がなされた。</p> <p>(12) 同日午後3時19分から同時50分までの間, 事故者の居室等において, [REDACTED] 検事ほか松江地方検察庁検察事務官1名及び松江警察署警察官9名による現場検証が実施され, その後, 同4時1分から同時22分までの間, 当所処遇部門事務室において, 非常通報で事故現場に駆け付けてから撮影を開始した携帯用ビデオカメラによる映像記録(い首している状況も含まれたもの。), 身分帳簿等の関係書類の確認が行われ, その結果, [REDACTED] 検事から, 事件性はなく, 死因は「縊頸(いけい)による自殺」と判断し, [REDACTED] 旨の見解が示された。</p> <p>6 使用器具 6 [REDACTED]</p> <p>7 逮捕制圧等の状況 7 該当事項なし</p> <p>8 事故による犯罪 8 該当事項なし</p> <p>9 その他 9 遺族対応及び遺骨等の処理関係</p>
--	--	--

		(1)	
		(2)	
		(3)	
		(4)	

		(5)	
事故者	1 事故者の種別	1 自殺した被収容者	
	2 身分	2 刑事被告人	
	3 氏名	3	
	4 生年月日	4	
	5 事件名	5	
	6 入所日	6	
	7 犯数	7	
	8 所内における行状	8	
	9 本籍	9	
	10 住所	10	

	11 要注意者等の指定の有無 12 その他	11 [Redacted] 12 特記事項なし
職員の状況	1 配置及び勤務状況 2 監督方法 3 職責処理の状況	1 当日の処遇部門勤務者は処遇首席以下 [Redacted] で、事故者が収容されていた [Redacted] には、担当職員 [Redacted] を配置し、巡回視察等の勤務に従事させていた。 2 監督的立場の職員が、適宜、 [Redacted] を巡回視察することにより監督していた。 3 [Redacted] に ついて、 [Redacted] 旨を述べており、 と考 えられるところ、この点について、 [Redacted] を行った。
事態收拾の措置	1 職員の非常招集 2 非常配置個所数、時間及び人員 3 管区機動警備隊出動の有無、出動した場合にはその活動状況 4 警察官署への依頼	1 該当事項なし 2 該当事項なし 3 該当事項なし 4 令和元年8月29日午前10時52分、本件事故について、松江警察署に通報した。
事故の原因	1 事故者の動機	1 [Redacted]

<p>動機</p>		
<p>事故者に対する措置</p>	<p>2 施設側の欠陥 1 懲罰 2 事件送致</p>	<p>2 該当事項なし 1 該当事項なし 2 該当事項なし</p>
<p>改善事項</p>	<p>1 改善した事項</p>	<p>1 (1) 本年8月29日付け所長指示第28号「自殺事故の防止について」を発出し、本件事故の概要及び同種事故の再発防止策として、被収容者の動静視察及び心情把握を確実に行うための具体的方法を示すとともに、職域ごとに職務研究会を開催して注意を喚起し、同種事故の再発防止の徹底を図った。 また、同年10月3日付け所長指示第37号「指示の一部改正について」を発出し、上記指示に室内運動時間帯における巡回視察の励行について追記するとともに、職域ごとに職務研究会を開催して注意を喚起し、更なる同種事故の再発防止策を講じた。 (2) 同年9月3日、所長による全体研修を実施し、本件事案の概要のほか、被収容者の動静視察及び</p>

	<p>2 改善すべき事項</p>	<p>心情把握の一層の徹底などの再発防止上の留意事項、物理的な改善措置を含む今後の対策等について周知するとともに認識を共有し、保安意識や職務意識の高揚を図った。</p> <p>(3) 刑事被告人の居室検査について、裁判の進捗状況やその内容如何により心情不安定になりがちであることを考慮し、同年9月3日から、[REDACTED]の頻度に増やして実施することとした上、同年10月3日には、そのことを記載した処遇首席指示第55号「工場及び居室検査の実施要領について」を発出し、職員への周知徹底を図った。</p> <p>(4) 同年9月11日、広島矯正管区第二部長が当所に来所し、主任・係長以上の幹部職員に対し、保安事故発生時の対応要領等に関する研修が行われた。</p> <p>(5) 同月20日付け所長指示第34号「未決拘禁者の心情把握の徹底について」を発出し、入所時の心情把握、定期の心情把握、臨時の心情把握の3種類の心情把握の要領を定め、未決拘禁者による自殺事故の未然防止策を講じた。</p> <p>2 居室外窓の外側に設置された鉄格子に物品を結び付けてい首自殺をじゃっ起することを防止するため、未決拘禁者の収容居室である[REDACTED]について、[REDACTED]を設置することを計画中である。</p>
<p>その他参考事項</p>	<p>1 収容人員</p> <p>2 その他</p>	<p>1 本件事故発生時の収容人員は、523名（既決502名、未決21名）であった。</p> <p>2 報道機関6社（読売新聞、共同通信社、中国新聞、朝日新聞、山陰中央新報及びNHK松江放送局）から取材があり、NHK松江放送局によるテレビニュース及びデジタル版ニュースによる報道、新聞社3社（読売新聞社、山陰中央新報、日本海新聞）の報道が認められた。</p>